

職業紹介事業の業務運営に関する規程

事業所名 厚生労働大臣許可番号 05-ム-010004

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

福祉人材無料職業紹介所

第1 求人

- 1 本所は、第6の6本所の取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が次のいずれかの方法によりお申込みください。

（1）「福祉のお仕事」ホームページからのインターネットによる申込み

「福祉のお仕事」ホームページからの申込みは事前の事業所登録が必要となります。

（2）来所又は郵送等による所定の求人票による申込み

- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめインターネット又は書面の交付等で明示してください。

第2 求職

- 1 本所は、第6の6本所の取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申込みは、本人が次のいずれかの方法によりお申込みください。

（1）「福祉のお仕事」ホームページ等のインターネットによる申込み

（2）来所又は郵送等による求職票による申込み

第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、できるだけその御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又はファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、求人者に対して紹介状を郵便又はファクシミリ若しくは電子メールで送付し、求職者にその旨を連絡ます。

なお、求職の方自ら「福祉のお仕事」ホームページで応募用紙を発行して直接求人者に申し込んでも差し支えありません。

- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

(R8.2.16 作成)

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、契約の成否に関わらず、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6か月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、次のとおりです。
 - （1）社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所
（ただし、社会福祉法人が実施する公益事業、並びに公益法人が実施する高齢者や障害者、児童等を対象とする公益目的事業も含む）
 - （2）介護保険法に規定する介護保険事業所
 - （3）障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
 - （4）その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
 - （5）地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
 - （6）行政が実施する相談所（福祉事務所、児童相談所、更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター等）
 - （7）社会福祉分野の国家資格を持つ専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等）の場合は、上記以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所を含む
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は職員に詳しくおたずねください。

令和8年2月16日

代表者 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会 長 三 浦 廣 巳